

○前橋市火災予防条例運用基準

令和3年3月30日伺定め

前橋市火災予防条例運用基準（平成16年12月5日前橋市消防局通達）の全部を次のとおり改正する。

（炉を階段、避難口等の付近に設けることができる場合）

第1 前橋市火災予防条例（平成16年前橋市条例第57号。以下「条例」という。）

第2条第1項第4号（条例第3条第2項、第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項、第8条第2項、第9条第2項、第9条の2第2項、第10条第2項、第11条、第12条及び第14条第2項の規定において準用する場合を含む。）に規定する「階段、避難口等の付近で避難の支障となる位置」とは、階段、避難口等の施設から水平距離5メートル以内の範囲をいう。ただし、戸建住宅及び共同住宅であって、かつ、気体燃料を使用する火気設備が次に示す条件を共に満足する場合は、屋外階段を出た正面又は屋外避難階段を出た周囲2メートルを避けた位置とすることができる。

（1）設置するガス機器の条件

ア パイプシャフトに設置する場合

- （ア）ガス消費量が70キロワット（5キログラム毎時）以下であること。
- （イ）1住戸の用に供するものであること。
- （ウ）密閉式又はこれに準ずるガス機器でバーナーが隠ぺいされているものであること。
- （エ）圧力調整器が備えられており、バーナーガス圧に変動がないものであること。
- （オ）過熱防止装置及び立消え安全装置が備えられていること。
- （カ）ガス用品等の基準により安全性が確認されたものであること。

イ 壁に組み込んで設置する場合

- （ア）ガス消費量が70キロワット（5キログラム毎時）以下のガス機器であること。
- （イ）1住戸の用に供するものであること。
- （ウ）密閉構造又はこれに準ずるガス機器でバーナーが隠ぺいされているものであること。
- （エ）圧力調整器が備えられており、バーナーガス圧に変動がないものであること。
- （オ）過熱防止装置及び立消え安全装置が備えられていること。

(カ) 空だきを生じない構造であること。

(キ) ガス用品等の基準により安全性が確認されたものであること。

(2) 設置場所に対する条件

ア パイプシャフトに設置する場合

(ア) 設置場所周囲に延焼のおそれのある不燃材料（建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。）第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）以外の材料による仕上げをした建築物の部分等がないこと。

(イ) 避難通路としての有効幅員が確保されていること。

イ 壁に組み込んで設置する場合

(ア) 壁組込設置式ガス機器に用いる専用ボックスと不燃材料以外の材料による仕上げをした建築物の部分等との離隔距離は、公的検査機関が行う防火性能評定の試験により、防火性能が確認された離隔距離で設置すること。

(イ) 外壁は、防火上及び構造耐力上問題がないこと。

(ウ) 避難通路としての有効幅員が確保されていること。

(3) 前(1)及び(2)の条件に次の条件を加えた場合は、屋外階段を出た正面及び屋外避難階段の周囲2メートルの範囲にも設置することができる。

ア パイプシャフトに設置する場合

湯沸器等の前面（給排気口の部分を除く。）を板厚0.8ミリメートル以上の鋼製（メーター検針窓の部分は網入ガラス）の扉で覆ってあること。

イ 壁に組み込んで設置する場合

(ア) 外壁が防火構造（建基法第2条第8号に規定する防火構造とする。以下同じ。）であること。

(イ) 湯沸器等の前面（給排気口の部分を除く。）を板厚0.8ミリメートル以上の鋼製の扉で覆ってあること。

2 前1のガス機器は、次の条件を満足した場合に限り、条例第2条第1項第18号の規定にかかわらずパイプシャフト等の隠ぺい部分に設置することができる。

(1) パイプシャフト等が直接外気（開放廊下を含む。）に面していること。

(2) パイプシャフト等の前面の上部及び下部に有効な換気口が設けられていること。この場合における有効な換気口とは、上部及び下部にそれぞれ100平方センチメートル以上の開口面積を有するものとする。

（燃焼に必要な空気の入入口及び換気）

第2 条例第2条第1項第5号（条例第3条第2項、第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項、第8条第2項、第9条第2項、第9条の2第2項、第10条第2項、第11条、第12条及び第14条第2項の規定において準用す

る場合を含む。)の規定による燃焼に必要な空気を取り入れることができる開口部の面積等は、その取り入れ方法及び燃焼種別等に応じ、次の式により求めた数値以上とする。

なお、有効な換気を行うための排気口の大きさは、空気取入口と同等以上とし、少なくとも200平方センチメートル以上のものとする。

(1) 開口部により燃焼に必要な空気を取り入れる場合の開口部（以下「燃焼空気取入口」という。）の必要面積。ただし、求めた数値が200平方センチメートル未満となる場合は、200平方センチメートル以上とする。

$$A = V \times a \times 1 / d$$

A：燃焼空気取入口の必要面積（単位 平方センチメートル）

V：炉の最大消費量（単位 キロワット）

a：1キロワット当たりの必要面積（単位は平方センチメートル）で燃料の種別に応じた次の表に示す数値

燃 料 種 別	a
気 体	8. 6
液 体	9. 4 6
固 体	1 1. 1 8

d：ガラリ等の開口率で、種別に応じ、次表の数値。ただし、ガラリ等を使用しない場合は、1. 0とする。

ガ ラ リ 等 の 種 別	d
ス チ ー ル ガ ラ リ	0. 5
木 製 ガ ラ リ	0. 4
パ ン チ ン グ パ ネ ル	0. 3

(2) 給気ファンにより燃焼に必要な空気を取り入れる場合の必要空気量

$$Q = V \times q$$

Q：必要空気量（単位 立方メートル毎時）

V：炉の最大消費熱量（単位 キロワット）

q：1キロワット当たりの必要空気量（単位 立方メートル毎時）で燃料種別に応じた次の表に示す数値

燃 料 種 別	q
気 体	1. 2 0 4
液 体	1. 2 0 4
固 体	1. 8 9 2

（防火ダンパーの構造）

第3 条例第2条第1項第13号アに規定する「防火ダンパー」の構造は、次のとおりとする。

- (1) 火災等により温度が上昇した場合において、自動的に閉鎖する構造とすること。
- (2) 防火ダンパーは、厚さ1. 5ミリメートル以上の鉄板又はこれと同等以上の耐熱性及び耐食性を有する不燃材料で造られたものであること。
- (3) 閉鎖した場合に防火上支障のある隙間が生じないものであること。

（炉に設置する安全装置）

第4 条例第2条第1項第17号に規定する「安全装置」は、次によること。ただし、一般財団法人日本燃焼機器検査協会、一般財団法人日本ガス機器検査協会、一般財団法人電気安全環境研究所又は一般財団法人日本品質保証機構の検査合格品については、安全装置が設けられたものと同等の安全性を有するとして取り扱うものとする。

- (1) 液体燃料を使用する火気使用設備に設ける点火安全装置は、日本産業規格（日本産業規格法（昭和24年法律第185号）第20条に規定する日本産業規格をいう。以下「JIS」という。）JIS S 3030に示す安全装置又はこれと同等以上に安全に点火できる構造のものであること。
- (2) 気体燃料を使用する火気使用設備に設ける立消え安全装置は、JIS S 2092に示す安全装置又はこれと同等以上に安全性が確保できる構造であること。
- (3) 点火前及び消火後に自動的に未燃ガスを排出できる装置とは、JIS S 2091に示すプレパージ及びポストパージを指すものであり、JISの適用設備以外設備に設ける場合においても、これらと同様な機能を有する装置であること。

(4) 炉内温度が過度に上昇した場合において自動的に燃焼を停止できる装置を設ける場合は、次に掲げる構造のもの、又はこれと同等以上の防火安全性を有する構造であること。

ア 液体燃料を使用する火気使用設備に設けるものは、J I S S 3 0 3 0 に示す過熱防止装置

イ 気体燃料を使用する火気使用設備に設けるものは、J I S S 2 0 9 2 に示す過熱防止装置

ウ 電気を熱源とする設備に設けるものは、規定温度以上に温度が上昇したときに自動的に熱源を停止し、自動的に復帰しない構造のものであること。

(5) 液体燃料を使用する火気使用設備に設ける停電時に自動的に燃焼を停止できる停電安全装置は、J I S S 3 0 3 0 に示す安全装置とし、J I S 適用以外の設備に設ける安全装置は、これと同等以上の安全性を確保できる構造のものであること。

(不燃区画)

第5 条例第2条第3項に規定する区画は、不燃材料の壁、床、天井（天井のない場合は、はり及び屋根）で区画された部分（以下「不燃区画」という。）の床面積とし、当該不燃区画に設けられた開口部は、次による。

(1) 窓及び出入口の基準

ア 出入口扉は、防火設備（建基法第2条第9号の2ロに規定するもの。以下「防火設備」という。）のうち、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「建基令」という。）第112条第19項第1号に規定する構造のもの（ガラリを設ける場合は、自動閉鎖装置付きのものとする。）とし、常時閉鎖又は作動した状態にあるものとする。ただし、使用形態上これが困難な場合は、随時閉鎖又は作動できるものとすることができる。

イ 窓は、防火設備のうち建基令第112条第19項第1号に規定する構造のものとする。

ウ 壁にガラリ、換気扇等を設ける場合は、併せて防火ダンパー（防火設備であって、建基令第112条第21項各号に規定する要件を満たす構造のものをいう。以下第5において同じ。）を設けること。

(2) 屋外に面する窓、出入口等の基準

不燃区画室の屋外に面する窓、出入口等は防火設備とすること。ただし、1階で延焼のおそれのある部分（建基法第2条第6号に規定するものをいう。）以外の部分に設ける窓、出入口等は、この限りでない。

(3) 換気設備の風道の基準

ア 換気設備の風道が不燃区画室を貫通する場合で、不燃区画室から火災によ

る火煙が発生した場合に、当該風道に接続する給排気口等を通じ、当該火煙がほかの室に流出するおそれのあるときは、風道の区画貫通部分の付近に防火ダンパーを設けること。ただし、換気設備の風道が不燃区画室の区画を貫通するのみで、ほかの室に通じる開口部がなく、風道が不燃材料又はこれと同等以上の防火性能を有する材料で造られている場合は、この限りでない。

イ 燃焼機器の煙突及び排気筒には、防火ダンパーを設けないこと。

(4) 給排水管、電気配管等の基準

給排水管、電気配管等が不燃区画室を貫通する場合は、当該配管部分と区画との隙間をロックウール、モルタル、防火シール材等の不燃材料で埋め、防火区画（建基令第129条の2の4第1項第7号に規定するもの。以下同じ。）の一部を不燃区画とした場合において、当該配管等が防火区画を貫通するときは、区画貫通部分の両側1メートル以内の部分の不燃材料で造り、同号の規定に適合させること。ただし、防火区画の貫通部分を国土交通大臣認定工法により施工する場合は、当該貫通部分にかかる壁、床等を認定書に定める構造とすること。

（炉の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置）

第5の2 条例第2条第3項に規定する「炉の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置」とは、次の空間を保有することをいう。

(1) 屋内は、当該炉の周囲5メートル以上、上方10メートル以上

(2) 屋外は、当該炉の周囲3メートル以上、上方5メートル以上又は不燃材料の外壁（窓及び出入口等の開口部には防火戸（建基法第2条第9号の2ロに規定する防火設備（ドレンチャー設備を除く。）であるものに限る。以下同じ。）を設けたもの）等に面する場合

（同一場所に近接して複数の火気設備を設置する場合の入力算定）

第5の3 入力が350キロワット未満となる火気設備（厨房設備を除く。）を同一場所に近接して複数設置する場合においては、それぞれの入力を合算して算定すること。この場合において、近接とは火気設備相互の距離が屋内は5メートル以内、屋外は3メートル以内をいう。

（不燃材料と同等とみなす板の基準）

第6 不燃材料と同等であるとみなす板（以下「防熱板」という。）の基準は、次によること。ただし、設置するときは、可燃物等との間に通気のよい1センチメートル以上の空間を保持し、及び不燃材料のスペーサー等で保持され、並びに可燃物等の表面温度が対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準（平成14年3月6日消防庁告示第1号）で定める温度以下とすること。

(1) 金属製の防熱板は、熱、衝撃等によって変形しないように補強された厚さ0.

５ミリメートル以上の鋼板（ステンレス鋼板は、０．３ミリメートル以上）とすること。

- (2) 金属以外の不燃材料による防熱板は、厚さ０．６センチメートル以上のけい酸カルシウム板又はこれと同等以上の防熱性を有するものとする。この場合において、火気設備及び火気器具の上方に設置する防熱板並びに温風暖房機、ボイラー、簡易湯沸設備及び給湯湯沸設備の火源が隠ぺいされているものの側方に設置する防熱板については、可燃物に密着して設置することができる。

（排気ダクト及び天蓋の基準）

第７ 条例第５条第１項第１号アに規定する「排気ダクト等」の構造は、次によるものであること。

- (1) 排気ダクト等の材質は、ステンレス鋼板又は亜鉛鉄板又はこれと同等以上の不燃材料とすること。
- (2) 排気ダクト等の板厚は、当該厨房設備の入力（同一厨房室内に複数の厨房設備を設ける場合には、各厨房設備の入力の合計。以下同じ。）が２１キロワットを超える厨房設備に附属する排気ダクト等にあつては、表１及び表２により、また入力が２１キロワット以下の厨房設備に附属する排気ダクト等にあつては、表３及び表４による。

表 1 天蓋の板厚（入力が 2 1 キロワットを超える）

天 蓋 の 長 辺 (単位 mm)	板厚 (単位 mm)	
	ステンレス鋼板	亜鉛鉄板
4 5 0 以下	0 . 5 以上	0 . 6 以上
4 5 0 を超え 1 , 2 0 0 以下	0 . 6 以上	0 . 8 以上
1 , 2 0 0 を超え 1 , 8 0 0 以下	0 . 8 以上	1 . 0 以上
1 , 8 0 0 を超えるもの	1 . 0 以上	1 . 2 以上

表 2 排気ダクトの板厚（入力が 2 1 キロワットを超える）

ダ ク ト の 長 辺 (単位 mm)	板厚 (単位 mm)	
	ステンレス鋼板	亜鉛鉄板
4 5 0 以下	0 . 5 以上	0 . 6 以上
4 5 0 を超え 1 , 2 0 0 以下	0 . 6 以上	0 . 8 以上
1 , 2 0 0 を超え 1 , 8 0 0 以下	0 . 8 以上	1 . 0 以上
1 , 8 0 0 を超えるもの	0 . 8 以上	1 . 2 以上

表 3 天蓋の板厚（入力が 2 1 キロワット以下）

天 蓋 の 長 辺 (単位 mm)	板厚 (単位 mm)	
	ステンレス鋼板	亜鉛鉄板
8 0 0 以下	0 . 5 以上	0 . 6 以上
8 0 0 を超え 1 , 2 0 0 以下	0 . 6 以上	0 . 8 以上
1 , 2 0 0 を超え 1 , 8 0 0 以下	0 . 8 以上	1 . 0 以上
1 , 8 0 0 を超えるもの	1 . 0 以上	1 . 2 以上

表 4 排気ダクトの板厚（入力が 2 1 キロワット以下）

ダ ク ト の 長 辺 (単位 mm)	板厚 (単位 mm)	
	ステンレス鋼板	亜鉛鉄板
3 0 0 以下	0 . 5 以上	0 . 5 以上
3 0 0 を超え 4 5 0 以下	0 . 5 以上	0 . 6 以上
4 5 0 を超え 1 , 2 0 0 以下	0 . 6 以上	0 . 8 以上
1 , 2 0 0 を超え 1 , 8 0 0 以下	0 . 8 以上	1 . 0 以上
1 , 8 0 0 を超えるもの	0 . 8 以上	1 . 2 以上

(3) 円形排気ダクトの板厚は表 1 及び表 2 による。

表 1 排気ダクトの板厚（入力が 21 キロワットを超える）

円形ダクトの直径 (単位 mm)	板厚 (単位 mm)	
	ステンレス鋼板	亜鉛鉄板
300 以下	0.5 以上	0.6 以上
300 を超え 750 以下	0.5 以上	0.6 以上
750 を超え 1,000 以下	0.6 以上	0.8 以上
1,000 を超え 1,250 以下	0.8 以上	1.0 以上
1,250 を超えるもの	0.8 以上	1.2 以上

表 2 排気ダクトの板厚（入力が 21 キロワット以下）

円形ダクトの直径 (単位 mm)	板厚 (単位 mm)	
	ステンレス鋼板	亜鉛鉄板
300 以下	0.5 以上	0.5 以上
300 を超え 750 以下	0.5 以上	0.6 以上
750 を超え 1,000 以下	0.6 以上	0.8 以上
1,000 を超え 1,250 以下	0.8 以上	1.0 以上
1,250 を超えるもの	0.8 以上	1.2 以上

(金属以外の不燃材料で有効に被覆する部分)

第8 条例第5条第1項第1号ウに規定する「金属以外の不燃材料で有効に被覆する部分」の基準は、排気ダクト等にロックウール保温材（J I S A 9504に示すもの）、けい酸カルシウム保温材（J I S A 9510に示すもの）若しくはこれらと同等以上のしゃ熱性及び耐熱性を有する不燃材料で、厚さ50ミリメートル以上被覆した場合又はこれらと同等以上の安全性を確保できる措置を講じた場合には、当該部分と建築物等の可燃性の部分及び可燃性の物品との間の距離を10センチメートル未満とすることができる。

(十分に排気を行うことができる基準)

第9 条例第5条第1項第1号エに規定する「十分に排気を行うことができるもの」とは、「換気設備の構造方法を定める件（昭和45年建設省告示第1826号）」に適合する排気能力を有するものをいう。

(火炎伝送防止装置の基準)

第10 条例第5条第1項第2号ウに規定する「火炎伝送防止装置」とは、防火ダンパー又は自動消火装置をいう。この場合における防火ダンパーの構造は、第3の規定を準用する。

(火炎伝送防止装置を設けないことができる基準)

第11 条例第5条第1項第2号ウのただし書きに規定する「排気ダクトの長さから判断して火災予防上支障がないと認められるもの」とは、厨房設備から5メートル以内にファン停止用スイッチを設け、かつ、その旨の表示が行われている場合であって、次の(1)又は(2)の条件を満たす場合をいう。

(1) 厨房室から直接屋外に出る水平部分の長さが4メートル以下の排気ダクトで、厨房室内に露出して設置されているもの。

(2) 耐火構造の共用排気ダクトに接続されている水平部分の長さが2メートル以下の排気ダクトで、厨房室内に露出して設置されているもの。

2 条例第5条第1項第2号ウのただし書きに規定する「当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるもの」とは、当該厨房設備の入力が21キロワット以下で、かつ、当該厨房設備の使用頻度が低いと認められる場合をいう。

(自動消火装置の性能及び設置基準)

第12 条例第5条第1項第2号エに規定する「自動消火装置」の性能及び設置基準は、「フード等用簡易自動消火装置の性能及び設置の基準について」（平成5年消防予第331号消防庁予防課長通知）による。

(業務用ガス機器の設置基準)

第13 業務用ガス機器の設置基準は、「業務用ガス機器の設置基準及び実務指針

（一般財団法人日本ガス機器検査協会）」による。

（ガス機器の設置基準）

第 14 この伺定めに定めがないガス機器の設置基準は、「ガス機器の設置基準及び実務指針（一般財団法人日本ガス機器検査協会）」による。

（非常警報装置の基準）

第 15 条例第 9 条第 1 項第 2 号に規定する「非常警報装置」は、自動式とし、常時人がいる場所に設け、かつ明瞭に聞こえなければならない。

（一般サウナ設備の設置基準）

第 16 条例第 10 条に定めるほか、「サウナ設備設置基準（公益社団法人日本サウナ・スパ協会）」による。

（放電加工機の加工液温度）

第 17 条例第 16 条第 1 項第 1 号で規定する放電加工機（危険物保安技術協会認定のもの）の加工液の設定温度は、摂氏 60 度以下としなければならない。

（放電加工機の加工液の液面の高さ）

第 18 条例第 16 条第 1 項第 2 号に規定する「放電加工液の液面の高さ」は、加工対象物の上面から液面までの間隔は 50 ミリメートル以上としなければならない。

（換気、点検及び整備に支障のない距離）

第 19 条例第 17 条第 1 項第 4 号に規定する「換気、点検及び整備に支障のない距離」とは、次の表のとおりとする。

保有距離を確保すべき部分	保有距離
前面又は操作面	1.0メートル以上
点検面	0.6メートル以上
換気面（注）	0.2メートル以上

（注） 前面、操作面又は点検面以外の部分の面で、換気口の設けられている面をいう。

第 20 削除

（操作に伴う不時の落下防止措置）

第 21 条例第 17 条の 2 第 1 項第 13 号に規定する「操作に伴う不時の落下を防止する措置」とは、次の例によること。

(1) 充電用ケーブルを保持する補助器具を設置する。

(2) 車両付近にコネクタを保持できる補助器具等を設置する。

(コネクタに十分な強度を有するもの)

第22 条例第17条の2第1項第13号ただし書き中「十分な強度」とは、操作に伴う不時の落下等による衝撃に十分耐えうる強度であり、急速充電設備のコネクタに係る規格（ChadeMO規格、UL規格等）に適合しているものをいう。

(内部基板等の機器に影響を与えない構造)

第23 条例第17条の2第1項第14号アに規定する「漏れた冷却液が内部基板等の機器に影響を与えない構造」は、絶縁性を有する冷却液を用いたものや、液冷機構を内部基板等より低い位置に配置したものをいう。

(流量及び温度の異常)

第24 条例第17条の2第1項第14号イ中「流量の異常」とは、冷却液が漏れること等により、流量が減少した状態をいい、「温度の異常」とは、冷却液が漏れること等により、充電用ケーブルが過熱し、冷却液の温度が上昇した状態をいう。

(蓄電池を内蔵している設備の取扱い)

第25 条例第17条の2第1項第16号に規定する「急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているもの」については、次のとおりとする。

(1) 蓄電池の基準

ア リチウムイオン蓄電池であり、かつ、JISC8715-2（産業用リチウム二次電池の単電池及び電池システム第2部：安全性要求事項）に適するものであること。

イ 電気自動車駆動用蓄電池を急速充電用蓄電池として再利用（リユース）する場合は、客観的により安全性が確認されたものであること。

(2) その他蓄電池に関する事項

ア 同号ウ中「異常な低温」とは、蓄電池の仕様書等に記載された使用温度範囲を下回る温度をいう。

イ 同号エ中「制御機能」とは、蓄電池が過充電、過電流、過放電又は温度異常等の際に電流を制御する電子システム（BMS：バッテリーマネジメントシステム）をいう。

(1とみなす少量危険物貯蔵取扱所)

第26 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の範囲については、次の例によるものとする。

(1) 屋外の場合は、次による。

ア 容器又は設備により貯蔵し、又は取り扱う場合

原則として敷地ごととする。ただし、施設相互間が耐火構造の建築物又は塀等で防火上有効に隔てられている場合、又は、防火上安全な距離を有する場合

など、各施設が独立性を有していると認められる場合は、それぞれの施設ごととする。

イ タンクにより貯蔵し、又は取り扱う場合

原則としてタンクごととする。ただし、地下タンクで次のいずれかに該当する場合は、1の地下タンクとする。

(ア) 同一のタンク室内に設置されている場合

(イ) 同一の基礎上に設置されている場合

(ウ) 同一のふたで覆われている場合

ウ タンクと設備が同一工程の場合

貯蔵及び取扱いが同一工程である場合は、同一工程ごととすることができる。

(2) 屋内の場合は、次による。

原則として建築物ごととする。ただし、次に掲げる場合は、それぞれに示す場所ごととすることができる。

ア 危険物を取り扱う設備（吹付塗装用設備、洗浄作業用設備、焼入れ作業用設備、消費設備（ボイラー、バーナー等）、油圧装置、潤滑油循環装置等）の場合

(ア) 危険物を取り扱う設備（危険物を移送するための配管、ストレーナー、流量計（ポンプを除く。）等の附属設備を除く。）の周囲に幅3メートル以上の空地が保有されている場所（以下「保有空地例」という。）。ただし、当該設備から3メートル未満となる建築物の壁（出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備（以下「自閉式特定防火設備」という。）が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が耐火構造である場合にあっては、当該設備から当該壁及び柱までの距離の幅の空地が保有されていること。

(イ) 危険物を取り扱う設備が、出入口（防火設備）以外の開口部（換気ダクトを除く。）を有しない不燃材料で他の部分と区画されている場所（以下「不燃区画例」という。）。

なお、不燃区画例の少量危険物貯蔵取扱所を連続（隣接）して設けることは、原則としてできないものであること。ただし、少量危険物貯蔵取扱所相互に隣接する壁及び床を開口部のない耐火構造とする場合は、この限りでない。

イ 容器又はタンクにより貯蔵し、又は取り扱う場合

不燃区画例によること。

なお、不燃区画例の少量危険物貯蔵取扱所を連続（隣接）して設けることは、原則としてできないものであること。ただし、少量危険物貯蔵取扱所相互に

隣接する壁及び床を開口部のない耐火構造とする場合は、この限りでない。

ウ 百貨店等で化粧品等の商品が陳列販売されている場合

原則として階ごとに防火上有効に区画された場所ごととする。ただし、不燃材料の棚に陳列され、量り売りなど危険物の取り扱いがない場合で、次のいずれかに該当する場合は、それぞれ1の場所とする。ただし、建築物内すべての危険物数量を合算し、指定数量未満であること。

(ア) 建基法の規定により、防火区画が形成されている場合

(イ) 陳列場所が複数存在し、相互間に5メートル以上の離隔を有している場合

(3) 屋上の場合は、次による。

原則として屋上ごととする。ただし、同一の建築物に階層が連続しない陸屋根が2以上ある場合は、陸屋根ごととする。また、1の陸屋根に、保有空地例による少量危険物貯蔵取扱所を設置する場合（危険物を取り扱う設備は、ボイラー又は発電設備等の消費設備に限る。）は、それぞれに示す場所ごととすることができる。この場合において、保有空地例における空地の範囲をペイント、テープ等により明示するよう指導する。

なお、複数の少量危険物貯蔵取扱所を保有空地例で設置する場合は、空地を相互に重複することはできない。

(4) 特殊な場所の場合は、次による。

ア 新築工事中の現場において貯蔵し、又は取り扱う場合

原則として、建築物ごととする。ただし、不燃区画例による場合は、この限りではない。

イ 建設現場等において土木建設重機等に給油する場合

土木建設重機が工事のため移動する範囲ごととする。

ウ シールド工法で危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合

立坑及び掘削機により掘削する場所ごととする。ただし、複数のトンネルを複数のシールドマシンを用いて工事する場合であっても、立坑を共有し、かつ、到達点が同一であるものについては、当該場所ごととする。

なお、掘削機等で貯蔵し、又は取り扱う危険物は、引火点100℃以上のものを100℃未満の温度で貯蔵し、又は取り扱う場合に限る。

（同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量の算定）

第27 同一の場所で少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量の算定は、次による。

(1) 貯蔵施設の場合

貯蔵する危険物の全量とする。

(2) 取扱施設の場合

取り扱う危険物の全量とする。

なお、算定方法は次に掲げる危険物の取扱形態等の区分によることとし、複数の取扱形態等を有する場合は合算するものとする。

ア 油圧装置、潤滑油循環装置、切削油循環装置、その他これらに準ずる装置（以下「油圧装置等」という。）で危険物を取り扱う場合は、瞬間最大停滞量をもって算定する。

イ ボイラー、発電設備等の危険物の消費については、1日における計画又は実績消費量のうち、いずれか大なる数量をもって算定する。

なお、非常用のものについては、業態、用途、貯蔵量（他許可施設等を含む。）や当該発電設備等の時間あたりの燃料消費量、事業所の営業時間等を総合的に判断して算定する。

(3) 貯蔵施設と取扱施設を併設する場合

ア 貯蔵施設と取扱施設とが同一工程にある場合（ボイラーと当該ボイラー用燃料タンクと同一室内に設けた場合等）は、貯蔵する危険物の全量と取り扱う危険物の全量と比較して、いずれかの大きな量とする。

イ 貯蔵施設と取扱施設とが同一工程にない場合は、貯蔵する危険物の全量と取り扱う危険物の全量を合算した量とする。

ウ 自動車等に給油することを目的に設けられた簡易タンクの場合は、貯蔵量又は1日の取扱数量のいずれか大なる量とする。

(4) 算定が除外できる場合

ア 指定数量の5分の1未満の燃料装置部が同一の室内に設置されている石油ストーブ、石油こんろ等で専ら室内の暖房又は調理の用に供する場合は、当該石油ストーブ、石油こんろ等で取り扱う危険物を当該室内における危険物の数量の算定から除外することができる。

イ 建設現場等における土木建設重機等（指定数量未満の危険物を保有するものに限る。）の燃料タンク内の危険物は、数量の算定から除外し、1日の給油量で算定することができる。

（危険物の性質に応じた遮光又は換気）

第28 条例第41条第1項第3号で規定する危険物の性質に応じた「遮光」又は「換気」とは、次による。

(1) 遮光とは、危険物の性質に応じて、直射日光又は光をあてない措置を講じることという。

(2) 換気とは、換気設備により室内の空気を有効に置換するとともに、室温を上昇させないことをいう。

（可燃性の蒸気等が滞留するおそれのある場所等の措置）

第29 条例第41条第1項第7号で規定する「可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスが漏れ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊する恐れのある場合」とは、実態により判断されるものとするほか、次による。

- (1) 可燃性ガスとは、アセチレン、水素、液化石油ガス、都市ガス等可燃性のものをいう。
- (2) 可燃性の微粉とは、マグネシウム、アルミニウム等の金属粉じん及び小麦粉、でん粉その他可燃性粉じんで、集積した状態又は浮遊した状態において着火したときに爆発するおそれがあるものをいう。
- (3) 火花を発する機械器具、工具、履物等には、次に示すものがある。

ア 機械器具

- (ア) グライNDER等衝撃により火花を発するもの。
- (イ) 電熱器、暖房機器等高温部を有するもの。
- (ウ) 電気設備

イ 工具、履物等

ハンマー、底に鉄びょうのある靴等、衝撃により火花を発するもの。

(危険物の局部的加熱の防止)

第30 条例第41条第1項第10号に規定する「温度が局部的に上昇しない方法」には、次の方法がある。

- (1) 直火を使用しない方法
- (2) 熱源と被加熱物とを相対的に動かしている方法
- (3) 被加熱物の温度分布に片寄りを生じさせない方法

(塗装作業を行う場合の防火上安全な場所)

第31 条例第41条第1項第12号で規定する「防火上有効な隔壁で区画された場所等安全な場所」とは、次のいずれかの場所であること。

- (1) 屋外であって、火源等から安全と認められる距離を有している場所
- (2) 屋内であって、火源等から安全と認められる距離を有しており、かつ、周囲の壁のうち、2方向以上が開放されているか、又はこれと同等以上の通風、換気が行われている場所
- (3) 屋内の区画された場所であって、次の条件を満たすもの。

ア 隔壁は、不燃材料で造られたもの又はこれと同等以上の防火性能を有する構造のものであること。

イ 隔壁に開口部を設ける場合は、防火設備が設けられていること。

ウ 当該区画された場所内に火源となるものが存在しないこと。

- (4) 屋内において、有効な不燃性の塗装ブースが設けられており、かつ、当該塗装場所内に火源となるものが存在しない場所

(焼入れ作業の方法)

第 3 2 条例第 4 1 条第 1 項第 1 3 号で規定する「危険物が危険な温度に達しないようにして行うこと」には、次の方法がある。

- (1) 焼入油の容量を十分にとる方法
- (2) 循環冷却装置を用いる方法
- (3) かく拌装置を用いる方法
- (4) 冷却コイルを用いる方法
- (5) その他、上記と同等以上の効果があると認められる方法

(バーナーの逆火防止及び危険物の流出防止措置)

第 3 3 条例第 4 1 条第 1 項第 1 5 号に規定する「バーナーの逆火を防ぎ、かつ、危険物があふれないようにすること」には、次の方法がある。

- (1) バーナーの逆火を防止する方法

ア プレパージ

バーナーに点火する際、事前に燃焼室内に送風し、未燃焼ガス等を有効に除去する方法

イ ポストパージ

バーナーの燃焼を止めた後、ある一定時間送風を継続して、燃焼室内の未燃焼ガス等を有効に除去する方法

- (2) 危険物の流出を防止する方法

ア 燃料をポンプにて供給している場合などに戻り管を設置する方法

イ フレームアイ、フレームロッド、火炎監視装置等により、バーナーの不着火時における燃料供給を停止する方法

(危険物を容器に収納し、又は詰め替える場合の基準)

第 3 4 条例第 4 1 条第 1 項第 1 6 号アで規定する「これと同等以上であると認められる容器」とは、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（以下「危告示」という。）第 6 8 条の 2 の 2 又は同第 6 8 条の 3 の 3 に掲げる容器であること。

(容器の積み重ね高さ)

第 3 5 条例第 4 1 条第 1 項第 1 7 号に規定する「危険物を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合」の高さは、地盤面又は床面から容器の上端までの高さをいう。

(標識、掲示板)

第 3 6 条例第 4 1 条第 2 項第 1 号に規定する「標識」及び「掲示板」については、次による。

- (1) 移動タンク以外の少量危険物貯蔵取扱所

ア 標識、掲示板は、出入口付近等の外部から見やすい位置に設ける。

イ 標識、掲示板は、施設の外壁又はタンク等に直接記載することができる。

ウ 標識、掲示板の材質は、耐候性、耐久性があるものとし、また、その文字は、雨水等により容易に汚損したり消えたりすることがないものとする。

(2) 移動タンク

標識は、車両の前後から確認できる見やすい位置に設ける。この場合、必ずしも2箇所には設ける必要はない。

(危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止するための附帯設備)

第37 条例第41条第2項第2号に規定する「危険物の漏れ、あふれ又は飛散による災害を防止するための附帯設備」とは、次による。

(1) 二重管、二重配管、戻り配管、波返し、フロートスイッチ、ブース、受皿、囲い、逆止弁、ふた等をいい、危険物の貯蔵、取扱形態及び地震対策を考慮して実態により有効なものであること。

(2) サービスタンクについては、過剰な給油を主タンクまで有効に戻すことのできる戻り専用配管（自然流下による管にあつては、給油管のおおむね1.5倍以上の径を有するものとし、かつ、弁を設けないこと。）等の設置を指導する。

(温度測定装置)

第38 条例第41条第2項第3号に規定する「温度測定装置」は、危険物を取り扱う設備の種類、危険物の貯蔵・取扱形態、危険物の物性及び測定温度範囲等を十分に考慮し、安全で、かつ、温度変化を正確に把握できるものであること。

(危険物を加熱乾燥する設備の安全装置)

第39 条例第41条第2項第4号で規定する「火災を防止するための附帯設備」は、次の例による。

(1) 温度を自動的に制御できる装置又は機構

(2) 引火又はいつ流着火を防止できる装置又は機構

(3) 局部的に危険温度に加熱されることを防止する装置又は機構

(圧力計及び安全装置)

第40 条例第41条第2項第5号に規定する「圧力計」及び「有効な安全装置」は、次による。

(1) 圧力計については、次の条件を満たすものとする。

ア 常時、圧力が視認できるもの

イ 最大常用圧力の1.2倍以上の圧力を適切に指示できるもの

(2) 有効な安全装置については、次によるものとし、タンク本体又はタンクに直結する配管に取付けるものとし、その取付け位置は、点検が容易であり、かつ、作動した場合に気体のみ噴出し、内容物を吹き出さない位置とする。

ア 自動的に圧力の上昇を停止させる装置

イ 減圧弁で、その減圧側に安全弁を取り付けたもの

ウ 警報装置で、安全弁を併用したもの

(静電気除去装置)

第41 条例第41条第2項第8号で規定する静電気が発生し、蓄積するおそれのあるものは、特殊引火物、第1石油類、第2石油類及び導電率が 10^{-8}S/m （ジーメンズ/メートル）以下の危険物を取り扱うものをいい、有効に除去する装置については、次による。

(1) 接地によるもの

ア 接地抵抗値は、1,000オーム以下であること。

イ 接地線はおおむね1.6ミリメートル以上の太さの導線であること。

ウ 接地線と接地電極等は、電氣的に接続されていること。

(2) その他前号と同等以上の静電除去性能を有するもの。

(危険物を取り扱う配管)

第42 条例第41条第2項第9号に規定する危険物を取り扱う配管については、危険物審査基準（平成21年4月1日伺定め）第3、5、（22）によるものとする。

(少量危険物貯蔵取扱所相互の離隔距離)

第43 条例第42条第2項第1号で規定する屋外タンク相互又は屋外タンクとタンク以外の少量危険物貯蔵取扱所とを隣接して設置する場合は、次による。

(1) 2以上のタンクを隣接して設置する場合は、屋外タンク相互間の距離が1メートル以上あること。

(2) 屋外タンクとタンク以外の屋外の少量危険物貯蔵取扱所とを隣接して設置する場合は、屋外タンクと当該貯蔵取扱所との距離が2メートル以上あること。

(屋外における貯蔵取扱い場所の空地の保有等)

第44 条例第42条第2項第1号で規定する屋外において貯蔵し、又は取扱う場所の空地等は、次による。

(1) 空地の保有は、第2類の危険物のうち硫黄又は硫黄のみを含有するものを貯蔵し、又は取り扱う場合は、その空地の幅を2分の1まで緩和できるものであること。

(2) 防火上有効な塀は、次による。

ア 材質は、コンクリート、れんが、鉄鋼、アルミニウム、モルタル、しっくいその他これらに類する不燃性の材料又はこれと同等以上の防火性能を有するものであること。

イ 高さは1.5メートル以上であること。この場合において、貯蔵又は取扱いに係る施設の高さが1.5メートルを超える場合には、当該施設の高さ以上で

あること。

ウ 幅は、空地を保有することができない部分を遮へいできる範囲以上であること。

エ 構造は、風圧力及び地震動により容易に倒壊、破損しないものであること。

(3) 開口部のない防火構造の壁又は不燃材料で造った壁とは、次による。

ア 高さは地盤面から当該施設が面する階までの高さであること。

イ 幅は、空地を保有することができない部分を遮へいできる範囲以上であること。

(屋上に設けることができる少量危険物貯蔵取扱所)

第45 屋上に設けることができる少量危険物貯蔵取扱所は、条例第42条第2項に規定する屋外において貯蔵し、又は取り扱う場合の基準の例による。ただし、発電設備、ボイラー等危険物を消費する設備（以下「発電設備等」という。）及びその附随するタンクを設ける場合に限るものとし、次による。

(1) 貯蔵し、又は取り扱う危険物は、引火点が40度以上の第4類の危険物であること。

(2) 発電設備等の基準は、次によること。

ア 危険物を取り扱う設備（タンク及び配管は除く。）は、キュービクル式（以下「キュービクル式設備」という。）のものとし、条例第42条第2項第2号に規定する措置については、流出防止措置を講じることで足りるものであること。ただし、キュービクル式設備の鋼板等により外部に危険物が漏れない構造のものは、キュービクル式設備の外箱を代替えとすることができる。

イ キュービクル式設備の内部には、危険物を取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。

ウ キュービクル式設備は、避難上支障のない位置に設ける。

エ キュービクル式設備の周囲には、フェンスを設ける等、関係者以外の者がみだりに出入りできないよう必要な措置を講じるよう指導する。ただし、屋上へのみだりな出入りができない措置が講じられている場合は、この限りでない。

(3) タンク

ア タンクは、条例第43条の規定による。

なお、空地は陸屋根上に保有すること。

イ 雨覆い等を設ける場合には不燃材料とし、タンクの周囲には点検できる十分な空間を確保する。

(4) 配管

危険物配管は、条例第41条第2項第9号によるほか、次により指導する。

ア 配管は、建築物の構造等に応じて損傷しないよう緩衝装置を設ける。

イ 地震等により揺れが予想される設備等から緩衝装置までの区間において燃料配管を支持固定する場合は、緩衝装置の機能を阻害しないように固定すること。

ウ 配管は、送油圧力、地震等に対し十分な強度を有すること。

エ 配管の接合は、原則として溶接継手とし、電気、ガス配管とは十分な距離を保つこと。

オ 危険物の配管を新設又は改修する場合には、地下タンクからサービスタンク又はサービスタンクからボイラー、バーナー等の間に流量計を設置するように指導する。

カ 高さ3.1mを超える部分に縦配管を敷設する場合は、次の方法等により、最下部にかかる圧力に対して安全な措置を講じる。

(ア) 圧力配管を使用する方法

(イ) 通常時、配管内を空にしておく方法

(ウ) 配管途中に弁等を設置する方法

(エ) その他上記と同等の性能を有する方法

(5) 流出防止措置

ア 流出油の拡散を防止するため、油吸着材等を備えるよう指導する。

イ キュービクル式のもので油が外部に漏れない構造のものは、ためます、油分離装置を省略することができる。

(6) その他

ア 異常燃焼等が発生した場合には、常時人のいる場所に警報を発することができる設備を設けるよう指導する。

イ ボイラー・バーナー等には、地震等により自動的に消火する装置又は自動的に燃料の供給を停止する装置を設けるよう指導する。

(液状の危険物を取り扱う設備)

第46 条例第42条第2項第2号に規定する「危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる措置」については、次による。

(1) 危険物を取り扱う設備の周囲の地盤面に排水溝等を設ける場合

(2) 危険物を取り扱う設備の架台に有効なせき又は囲いを設ける場合

(3) パッケージの形態を有し、危険物の流出防止に同等の効果が認められる場合
(屋外の架台の基準)

第47 条例第42条第2項第3号で規定する「架台」は、次による。

(1) 架台は、基礎又は地盤面に固定するとともに、危険物を収納した容器が容易に転倒、落下、破損しない措置を講じること。

(2) 架台高さは、地盤面から架台の最上部までの高さをいう。

(屋内における貯蔵取扱いの基準)

第48 危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合の室の構造については、条例第42条の2によるほか、構造規制を受ける範囲は、原則として室内全体（保有空地例による場合を含む。天井のない屋内にあっては屋根も含む。）とする。

ただし、危険物の貯蔵又は取り扱いが広い室内で局部的な場所において行われる場合は、実態によることができる。

（油圧装置等の少量危険物貯蔵取扱所）

第49 油圧装置等を用いる少量危険物貯蔵取扱所は、次の(1)から(6)に適合する場合は、条例第42条の2の規定は適用しないことができる。

(1) 取り扱う危険物の引火点が100度以上の第4類の危険物であり、かつ、危険物を100度未満で取り扱う設備であること。

(2) 油圧装置等から1メートル以上離れた周囲に当該装置等で取り扱う危険物の全量を収納することができる流出止めが設けられていること。この場合においては、当該流出止め内の床は不燃材料で造り、又は覆うものとし、かつ、危険物が浸透しない構造であること。

(3) 前(2)の流出止めから水平距離1メートル以内（以下「室内保有空間」という。）の壁、柱、床、天井（又は屋根裏面）は不燃材料で造り、又は覆われていること。

(4) 室内保有空間とその他の部分との境界となる床面に容易に消えない白線又は黄色の塗料等で幅10センチメートルの境界線が明瞭に表示されていること。

(5) 室内保有空間内に存在する壁体の開口部には防火設備が設けられていること。

(6) 消火設備として、当該施設場所に消火器を2個以上（2個のうち1個はA、B及びC火災に適応するものとする。）が設けられていること。

2 油圧装置等に附属する危険物タンクについては、条例第43条第2項第4号から第6号、第8号及び第10号の規定を適用しないことができる。

3 危険物の数量の算定については、危険物タンクの容量にかかわらず、油圧装置等で取り扱う危険物の全量とすることができる。

（採光、照明及び換気の基準）

第50 条例第42条の2第5号で規定する「必要な採光、照明及び換気の設備」の基準は、次による。

(1) 照明設備が設置され、十分な照度が確保されている場合は、採光を設けないことができる。

(2) 危険物の取扱いが、出入口又は窓等により十分に採光がとれ、昼間のみに行われる場合は、照明設備を設けないことができる。

(3) 換気設備は、第51による強制排出設備又は自動強制排出設備により、室内の空気を有効に置換することができ、かつ、室温が上昇するおそれがない場合

は、併設しないことができる。

(可燃性蒸気排出設備の基準)

第51 条例第42条の2第6号で規定する「屋外の高所に排出する設備（以下「排出設備」という。）」の基準は、次による。

なお、排出設備には、強制排出設備（給気口と回転式又は固定式ベンチレーターにより構成されるもの等）又は自動強制排出設備（給気口と自動強制排風機により構成されるもの等）がある。

(1) 引火点が40℃未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合に設けること。

(2) 前(1)によるほか、引火点が40℃以上の危険物を引火点以上の状態で貯蔵し、取り扱う場合に設けること。

(同等以上の機械的性質を有するタンクの基準)

第52 条例第43条第2項第1号に規定する「鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料」の基準は、次表による。

主な金属板の最小板厚例（単位ミリメートル）

容量 材質名 (JIS記号)	40ℓ 以下	40ℓ を超え 100ℓ 以下	100ℓ を超え 250ℓ 以下	250ℓ を超え 500ℓ 以下	500ℓ を超え 1,000ℓ 以下	1,000ℓ を超え 2,000ℓ 以下	2,000ℓ を超え るもの
一般圧延鋼板 (SS-400)	1.0	1.2	1.6	2.0	2.3	2.6	3.2
ステンレス鋼板 (SUS304) (SUS316)	0.8	1.0	1.3	1.6	1.8	2.0	2.5
アルミニウム合金板 (A5052P-H34) (A5083P-H32)	1.7 1.3	2.1 1.6	2.8 2.1	3.4 2.6	4.0 3.0	4.5 3.3	5.5 4.1
アルミニウム板 (A1080P-H24)	4.7	5.7	7.6	9.5	10.9	12.3	15.1

(屋外タンクの基礎、架台及び固定方法)

第53 条例第43条第2項第2号で規定する「地震等により容易に転倒し、又は落下しない」措置とは、次による。

(1) タンクの基礎は、鉄筋コンクリートで造られたものであること。ただし、べた

基礎（平面形状がはり形基礎、独立基礎でない基礎）の場合は、無筋コンクリート造とすることができる。

(2) 架台は、次による。

ア 架台の高さは、地盤面上又は床面上から 3 メートル以下であること。

イ 架台は、不燃材料で造られ、タンクが満油状態のときの荷重を十分に支えることができ、かつ、地震動等の振動に十分耐えることができる構造であること。

(3) タンクをコンクリート等の基礎又は架台上に固定する場合は、次による。

ア タンク側板に固定用板を溶接し、その固定用板がアンカーボルト等で固定されていること。

なお、アンカーボルトは、引抜力、せん断力を考慮して選定する。

イ タンクは、直接基礎に固定されることなく、締付けバンド及びアンカーボルト等により間接的に固定されていること。この場合において、バンド及びアンカーボルト等には、さびどめ塗装がされていること。

(有効な通気管)

第 5 4 条例第 4 3 条第 2 項第 4 号で規定する「有効な通気管又は通気口」とは、危険物の性質に応じて設けること。

なお、通気管先端を水平より下に 4 5 度以上曲げなければならない。

(引火防止の措置)

第 5 5 条例第 4 3 条第 2 項第 5 号で規定する「引火を防止するための措置」とは、通気管の先端に 4 0 メッシュより細かい目の銅網又はステンレス網を張るか、又はこれと同等以上の引火防止性能を有するものであること。

(注入口の位置)

第 5 6 条例第 4 3 条第 2 項第 7 号に規定する「火災予防上支障のない場所」については、次による。

(1) 火気使用場所と防火上有効に遮へいされた場所

(2) 引火点 4 0 ℃未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの注入口の設置にあつては、当該危険物の蒸気の滞留するおそれのある階段、ドライエリア等を避けた位置

(弁)

第 5 7 条例第 4 3 条第 2 項第 7 号及び第 8 号に規定する「弁(バルブ、コック等)」については、金属製のものであり、かつ、漏れない構造であること。

(緩衝装置)

第 5 8 条例第 4 3 条第 2 項第 9 号に規定する「地震等により当該配管とタンクとの結合部分に損傷を与えないように措置すること」とは、次による。

(1) 配管結合部の直近に可とう管継手を設ける。この場合において、当該継手は、

耐熱性を有し、かつ、地震等により容易に離脱しないものであること。

(2) 可とう管継手のうちベローズ形伸縮継手を用いる場合は、次表の左欄に掲げる管の呼び径に応じ、同表の右欄に掲げる長さを有するものとする。

なお、配管が著しく細く、可とう管継手を設けることができない場合にあっては、当該配管のタンク直近部分を内径 200 mm 以上のループ状とする等の措置を講じる。

ベローズ形伸縮継手の必要長さ

管の呼び径 (A)	長さ (mm)
25 未満	300
25 以上 50 未満	500
50 以上	700

(底板の腐食防止措置)

第 59 条 条例第 43 条第 2 項第 11 号に規定する「底板の外面の腐食を防止するための措置」には、地盤面の表面にアスファルトサンド、アスファルトモルタルを敷設するか、又は底板の外面にコールタールエナメル等の塗装を施す方法がある。

(タンクの埋設)

第 60 条 条例第 44 条第 2 項で規定する地下タンクの埋設には（タンク室を省略する場合。）、砂又は良質な土（タンクに損傷を与えるおそれのある石等を含有しないもの）が用いられていること。

(同等以上の強度を有する地下クタンクの基準)

第 61 条 条例第 44 条第 2 項第 4 号に規定する、「これと同等以上の強度を有する金属板」とは、次表の例による。

主な金属板の最小板厚例（単位ミリメートル）

材 質 名	J I S 記号	板厚の必要 最 小 値
一般圧延鋼板	SS－400	3．2
ステンレス鋼板	SUS304	2．5
	SUS316	
アルミニウム合金板	A5052P－H34	5．5
	A5083P－H32	4．1
アルミニウム板	A1080P－H24	15．1

2 条例第44条第2項第4号に規定する、「これと同等以上の性能を有するガラス繊維強化プラスチック（以下「FRP」という。）」とは、次による。

なお、危険物保安技術協会の認定品は、同等以上の性能を有するものとして扱って支障ない。

(1) FRPの材質等

ア 樹脂は、J I S K 6919「繊維強化プラスチック用液状不飽和ポリエステル樹脂」に規定する耐薬品M形樹脂（UP－CM）又はこれと同等以上の性能（耐薬品及び機械的強度）を有する樹脂とし、当該J I S規格に適合しているものであること。

イ 強化剤は、J I S R 3411「ガラスチョップドストランドマット」、J I S R 3412「ガラスロービング」、J I S R 3413「ガラス系」、J I S R 3415「ガラステープ」、J I S R 3416「処理ガラスクロス」又はJ I S R 3417「ガラスロービングクロス」に適合するガラス繊維のいずれか又はこれらが組み合わされて使用されているとともに、当該J I S規格に適合しているものであること。

ウ タンクに使用する着色剤・安定剤は、樹脂及び強化材の品質に悪影響を与えないとともに、材料試験等により耐薬品性を有していることが確認されていること。

(2) FRPタンクの構造等

ア FRPの性能は、次表のJ I Sに準拠した試験により確認されていること。

項 目	性 能
引っ張り強さ	0.6 Mpa/mm ² 以上
曲げ強さ	1.25 Mpa/mm ² 以上
空洞率	5.0 %以下
曲げ弾性率	60 Mpa/mm ² 以上
バーコール強度	40 以上

イ タンクのマンホールの取付部は、タンク本体（胴）と同等以上の強度を有するものであること。

ウ 配管呼出口（配管を接続するために、タンクに設けるもの）は、タンクの材質と同等以上のものとし、かつ、タンクの頂部に設けられていること。

エ 特殊引火物、第一石油類及び第二石油類を貯蔵し、又は取り扱うタンクにあつては、タンクの底板付近に達する注入管が設けられていること。

オ タンクには、危険物を加熱するための設備が設けられていないこと。

（タンクの損傷防止措置）

第62 条例第44条第2項第5号に規定する「底板にその損傷を防止するための措置」とは、計量口直下の底板にタンクと同じ材質及び板厚によるあて板を溶接する措置をいう。

（漏えい検査管等）

第63 条例第44条第2項第7号に規定する「液体の危険物の漏れを検知する設備」とは、次のものが該当する。

(1) 漏えい検査管

ア 材質は、金属又は硬質塩化ビニルとすること。

イ 長さは、地盤面からタンク基礎までとすること。

ウ 構造は、小孔を有する二重管とすること。ただし、タンクの水平中心線から上部は、小孔のない単管とすることができる。ただし、地下水位の高い場所に設ける場合は、小孔を地下水位上部まで設ける。

(2) 検知設備

ア 二重殻タンクに設置される危険物の漏れを常時検知するための設備又は危険物の漏れを検知するための設備

イ 危険物の規制に関する規則（昭和36年自治省令第6号、以下「危省令」という。）第62条の5の2第1項第1号ロに規定する危険物の微少な漏れを検知する措置のうち、貯蔵量の変化を常時監視する設備

（注入ホース）

第64 条例第45条第1項第1号に規定する注入ホースは、次によること。

(1) 材質は、取り扱う危険物によって浸されることのないものであること。

(2) 長さは、必要以上に長くないこと。

(3) 結合金具は、危険物の取扱中に危険物が漏れるおそれのないねじ式結合金具、突合せ固定式結合金具等であること。

(4) 結合金具及び注入ホースは、取扱中の圧力等に十分耐える強度を有すること。

(5) 注入ノズルを設ける場合は、危険物の取扱いに際し、手動開閉装置の作動が確実であり、かつ、危険物が漏れるおそれのない構造であること。

(安全な注油速度)

第65 条例第45条第1項第2号に規定する「安全な注油に支障がない範囲の注油速度」は、毎分60リットル以下の速度をいう。

2 条例第45条第1項第2号の規定による、前号に定める注入ノズルの部分には、満了停止制御装置（オートストップ装置）が設けられていること。

(接地導線)

第66 条例第45条第1項第3号に規定する、「静電気による災害が発生する恐れのある液体」とは、特殊引火物、第1石油類、第2石油類及び 10^{-8}S/m （ジーメンズ/メートル）以下の危険物をいう。

2 接地導線は次による。

ア 良導体の導線を用い、ビニル等の絶縁材料で被覆したもの又はこれと同等以上の導電性、絶縁性及び損傷に対する強度を有すること。

イ 接地電極等と緊結することができるクリップ等が取り付けられていること。

(タンクの機械的性質の基準)

第67 条例第45条第2項第2号に規定する、「同等以上の機械的性質を有する材料」とは、次表による。ただし、最小板厚は2.8ミリメートル以上とすること。

主な金属板の最小板厚例（単位ミリメートル）

材 質 名	容量	20,000 ℓ 以 下
	J I S 記号	
ステンレス鋼板	SUS304	2 . 8
	SUS304 L	2 . 8
	SUS316	2 . 8
	SUS316 L	2 . 8
アルミニウム合金板	A5052P－H34	5 . 6
	A5083P－H32	4 . 3
	A5083P－0	4 . 0
	A5083P－H112	4 . 5
	A5052P－0	4 . 3
アルミニウム板	A1080P－H24	8 . 2
溶接構造用圧延鋼材	SM490A	3 . 0
	SM490B	3 . 0
高耐侯性圧延鋼材	SPA－H	3 . 0

（タンクの固定）

第 6 8 条 例第 4 5 条第 2 項第 3 号に規定する、「これに相当する部分」とは、シャーシフレームのない車両にあっては、メインフレーム又はこれと一体となっているクロスメンバー等をいう。

なお、タンクをシャーシフレーム等に U ボルトにより固定した場合と同等以上の強度を有する場合は、U ボルト以外の固定も認められる。

（安全装置）

第 6 9 条 例第 4 5 条第 2 項第 4 号に規定する、安全装置は、タンク頂部に設けること。

（間仕切）

第 7 0 条 例第 4 5 条第 2 項第 5 号に規定する、同等以上の機械的性質を有する材料で設ける間仕切の板厚は、同条の例による。

（防波板の機械的性質の基準）

第 7 1 条 例第 4 5 条第 2 項第 6 号に規定する、同等以上の機械的性質を有する材料とは、次表による。

主な金属板の最小板厚例（単位ミリメートル）

材 質 名	J I S 記号	板厚の必要最小値
冷間圧延鋼板	SPCC	1 . 6
ステンレス鋼板	SUS304	1 . 2
	SUS316	1 . 2
	SUS304 L	1 . 2
	SUS316 L	1 . 2
アルミニウム合金板	A5052P－H34	1 . 8
	A5083P－H32	1 . 5
	A5052P－H24	1 . 8
	A6N01S－T5	1 . 7
アルミニウム板	A1080P－H24	2 . 9

2 条例第45条第2項第6号に規定する防波板は、危省令第24条の2の9の規定により設けるよう指導する。

（マンホール及び注入口のふた）

第72 条例第45条第2項第7号に規定する、同等以上の機械的性質を有する材料は、同条の例による。

（防護柵の強度）

第73 条例第45条第2項第8号に規定する防護柵の強度は、次表による。

主な金属板の最小板厚例（単位ミリメートル）

材 質 名	J I S 記号	板厚の必要最小値
冷間圧延鋼板	SPCC	2 . 3
ステンレス鋼板	SUS304	1 . 7
	SUS316	1 . 7
	SUS304 L	1 . 8
	SUS316 L	1 . 8
アルミニウム合金板	A5052P－H34	2 . 5
	A5083P－H32	2 . 2
	A5052P－H24	2 . 3
	A6N01S－T5	2 . 7
アルミニウム板	A1080P－H24	4 . 1

(非常の場合に直ちに閉鎖することができる弁等)

第74 条例第45条第2項第9号に規定する、「非常の場合に直ちに閉鎖することができる弁等」は、必ずしもレバーの操作により閉鎖するものに限らないが、移動タンクの周囲から容易に閉鎖操作を行えるものでなければならない。

2 条例第45条第2項第9号に規定する表示は、「緊急レバー」等の文字を容易に識別できる大きさ及び色で、見やすい位置とする。

3 条例第45条第2項第9号に規定する「損傷を防止するための措置」には、配管の屈曲によるものや緩衝用継手によるものがある。

(指定可燃物の特性)

第75 指定可燃物とは、火災が発生した場合にその拡大が速やかであり、又は消火の活動が著しく困難となるものとして条例別表第3の品名欄に掲げる物品で、同表の数量欄に定める数量以上のものをいう。

なお、品名欄に掲げる具体的な物品例は次表による。

条例別表第3の品名欄に掲げる具体的な物品例

可燃性 個体類等	綿花類等	品 名		数 量	具体的な物品例
	○	綿花類		200kg	製糸工程前の原毛、羽毛
	○	木毛及びかんなくず		400kg	ヤシの実繊維、製材中に出るかんなくず
	○	ぼろ及び紙くず		1,000kg	使用していない衣服、古新聞、古雑誌
	○	糸類		1,000kg	綿糸、麻糸、化学繊維糸、毛糸
	○	わら類		1,000kg	乾燥わら、乾燥い草
	○	再生資源燃料		1,000kg	廃棄物固形化燃料(RDF等)
○		可燃性固体類		3,000kg	石油アスファルト、クレゾール
	○	石炭・木炭類		10,000kg	練炭、豆炭、コークス
○		可燃性液体類		2m ³	潤滑油、自動車用グリス
	○	木材加工品及び木くず		10m ³	家具類、建築廃材
	○	合 成	発泡させ たもの	20m ³	発泡ウレタン、発泡スチロール、断熱材
	○	樹 脂 類	その他の もの	3,000kg	ゴムタイヤ、天然ゴム、合成ゴム

(品名の区分)

第76 品名の区分は、次による。

なお、条例別表第3備考中、綿花類、ぼろ及び紙くず、糸類、布類の不燃性又は

難燃性の判断については、45度傾斜バスケット法燃焼試験基準による。

(1) 綿花類

ア トップ状の繊維とは、原綿、原毛を製綿、製毛機にかけて1本1本の細かい繊維をそろえて帯状に束ねたもので製糸工程前の状態のものをいう。

イ 綿花類には、天然繊維、化学繊維の別なく含まれる。

ウ 羽毛は綿花類に該当する。

エ 不燃性又は難燃性でない羊毛は、綿花類に該当するが、鉄べされた羊毛は、綿花類に該当しない。

オ 不燃性又は難燃性の繊維は、次のものが該当する。

(イ) 不燃性のものとしては、ガラス等の無機質の繊維がある。

(ロ) 難燃性のものとしては、塩化ビニリデン系の繊維がある。

(2) 木毛及びかんなくず

ア 木毛には、木材を細薄なヒモ状に削ったもので、一般に用いられている緩衝材だけに限らず、木綿（もくめん）木繊維（しゅろの皮、やしの実の繊維等）等も該当する。

イ かんなくずとは、手動又は電動かんなを使用して木材の表面加工の際に出る木くずの一種をいう。製材所などの製材過程に出るおがくずや木っ端は該当せず、木材加工品及び木くずの品名に該当する。

(3) ぼろ及び紙くず

ぼろ及び紙くずとは、繊維製品並びに紙及び紙製品で、それらの製品が本来の製品価値を失い、一般需要者の使用目的から離れ廃棄されたものをいい、古雑誌、古新聞等の紙くずや製本の切れ端、古ダンボール、用いられなくなった衣類等が該当する。

(4) 糸類

糸類とは、紡績工程後の糸及びまゆをいい、綿糸、毛紡毛糸、麻糸、化学繊維糸、スフ糸等があり、合成樹脂の釣り糸も該当する。また、不燃性又は難燃性でない「毛糸」は、糸類に該当する。

(5) わら類

ア わら類には、俵、こも、なわ、むしろ等が該当する。

イ 乾燥藁とは、いぐさを乾燥させたものをいい、畳表、ゴザ等がこれに含まれる。

ウ こも包葉たばこ、たる詰葉たばこ、製造たばこは、わら類に該当しない。

(6) 再生資源燃料

ア 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源を原料とし、燃料等の用途に利用するため成形、固化し

て製造されたものをいう。代表的なものとして、次のものがある。

なお、製造されたものが燃料用途以外に使用される場合でも、再生資源燃料に該当するが、廃棄処理の工程として単に塊状としただけのものは除かれる。

(ア) RDF (Refuse Derived Fuel)

家庭から出される塵芥ゴミ等の一般廃棄物（生ごみ等）を原料として、成形、固化することにより製造されたもの。

(イ) RPF (Refuse Paper and Plastic Fuel)

廃プラスチックと古紙、廃材、繊維くず等を原料として、成型、固化することにより製造されたもの。

(ウ) 汚泥乾燥・固形燃料

下水処理場から排出される有機汚泥等を主原料（廃プラスチックを添加する場合もある。）とし、添加剤等を加えて製造されたもの。

イ 合成樹脂類のタイヤを裁断して燃料とする場合や木材加工品又は木くずを成型して燃料とする場合は、既に指定されている指定可燃物としての火災の危険性に変化が生じないことから、再生資源燃料には該当しない。ただし、木くずや汚泥に添加物を加えて加工するなど、物品が持つ本来の性状が変化する場合には、再生資源燃料に該当する。

(7) 可燃性固体類

ア 可燃性固体類には、 α -クレゾール、コールタールピッチ、石油アスファルト、ナフタリン、フェノール、ステアリン酸メチル等が該当する。

イ 条例別表第3備考6の燃焼熱量及び融点については、JIS K 2279「原油及び石油製品一発熱量試験方法及び計算による推定方法」、JIS K 0064「化学製品の融点及び溶融範囲測定方法」による。

(8) 石炭、木炭類

ア 石炭は、無煙炭、瀝青炭褐炭、亜炭、泥炭をいい、石炭を乾留して生産されるコークスもこれに該当する。

イ れん炭は、粉状の石炭、木炭を混合して成形した燃料で、豆炭やたどんもこれに該当する。

ウ 天然ガス又は液状炭化水素の不完全燃焼又は熱分解によって得られる黒色の微粉末（カーボンプラック）は該当しない。

(9) 可燃性液体類

可燃性液体類には、第2石油類、第3石油類、第4石油類、動植物油類のうち一定の要件（引火点、可燃性液体量、燃焼点等）に適合するもので、危険物から除かれるものが該当する。

(10) 木材加工品及び木くず

- ア 製材した木材、板、柱、半製品（製材した木材、板等を用いて組立てたもので完成品の一部品となるもの）及び完成した家具類等は、木材加工品に該当する。
- イ 原木（立ち木を切り出した丸太の状態のもの）は、木材加工品に該当しないものである。
- ウ 水中に貯蔵している木材は、木材加工品に該当しないものである。
- エ 廃材及びおがくずは、木くずに該当するが軽く圧して水分があふれる程度浸漬されたものは、木くずに該当しないものである。
- オ 防災処理された木材加工品は、不燃性又は難燃性を有していない限り、木材加工品に該当する。

(11) 合成樹脂類

- ア 合成樹脂とは、石油などから化学的に合成される複雑な高分子物質で固体状の樹脂の総称をいう。熱を加えると軟化し、冷却すると固化する熱可塑性樹脂と加熱成型後さらに加熱すると硬化して不溶不融の状態となる熱硬化性樹脂に分かれる。熱可塑性樹脂としては、塩化ビニル樹脂、ポリエチレン、ポリスチレン等があり、熱硬化性樹脂としては、フェノール樹脂、ユリア樹脂、メラミン樹脂、フタル酸樹脂、ポリエステル樹脂、ケイ素樹脂、エポキシ樹脂等が該当する。
- イ 合成樹脂類のうち、発泡させたものとは、概ね発泡率6以上のものをいい、梱包等に用いられる発泡スチロールや緩衝材又は断熱材として用いられるシート等が該当する。

なお、発泡ビーズは可燃性固体類に該当する。

ウ 条例別表第3備考9の不燃性又は難燃性の判断

- (ア) J I S K 7 2 0 1 - 2「プラスチック－酸素指数による難燃性の試験方法－第2部：室温における試験」に基づいて行うものとし、当該試験方法に基づいて酸素指数が26以上のものを不燃性又は難燃性を有するものとして取り扱う。
- (イ) 粉粒状又は融点の低い合成樹脂の不燃性又は難燃性の試験方法については、「粉粒状又は融点の低い合成樹脂の試験方法」により行うものとし、当該試験方法に基づいて酸素指数が26以上のものを不燃性又は難燃性を有するものとして取り扱う。

一般的に使用される合成樹脂の例

酸素指数 2.6 未満の 合成樹脂の例※ 1	アクリロニトリル・スチレン共重合樹脂(A S) アクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂(A B S) エポキシ樹脂 (E P)……接着剤以外のもの 不飽和ポリエステル樹脂 (U P) ポリアセタール (P O M) ポリウレタン (P U R) ポリエチレン (P E) ポリスチレン (P S) ポリビニルアルコール (P V A L)……粉状《原料等》 ポリプロピレン (P P) ポリメタクリル酸メチル (P M M A、メタクリル酸樹脂)
酸素指数 2.6 以上又 は液状の合成樹脂類 の例	フェノール樹脂 (P F) フッ素樹脂 (P F E) ポリアミド (P A) ポリ塩化ビニリデン (P V D C、塩化ビニリデン樹脂) ポリ塩化ビニル (P V C、塩化ビニル樹脂) ユリア樹脂 (U F) ケイ素樹脂 (S I) ポリカーボネイト (P C) メラミン樹脂 (M F)……球状《原料等》 アルキド樹脂 (A L K)

※ 1 難燃化により酸素指数が 2.6 以上のものがある。

※ 2 ()書は略号又は別名を示す。

エ 合成樹脂製品には、合成樹脂を主体とした製品で、他の材料を伴う製品（靴、サンダル、電気製品等）であって合成樹脂が容積又は重量において 50%以上を占めるものが該当する。

なお、再生資源燃料に該当する場合は、合成樹脂の容積又は重量にかかわらず、再生資源燃料として取り扱う。

オ 不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずには、次のものが該当する。

(ア) 天然ゴム

ゴム樹から組成した乳状のゴム樹液（ラテックス）を精製したものであり、

ラテックスを凝固して固体にしたものが生ゴムである。ラテックスは加硫剤を加え手袋や接着剤等に使用されている。

(イ) 合成ゴム

天然ゴムの組成がイソプレンの重合体であることに着目し、イソプレンと構造が類似したブタジエンやクロロプレンを人工的に合成してできる重合分子化合物である。

合成ゴムの例

スチレンブタジエンゴム(SBR)	ハイバロン
ニトリルブタジエンゴム(NBR)	アクリルゴム
ネオプレンゴム	シリコンゴム
ブチルゴム	フッ素ゴム
ステレオラバー	ウレタンゴム

(ウ) 再生ゴム

廃棄物ゴム製品を再び原料として使えるように加工したゴムで自動車タイヤ再生ゴム、自動車チューブ再生ゴム、雑再生ゴム等がある。

カ 不燃性又は難燃性ゴムにはシリコンゴム又はフッ素ゴムがあり、加硫剤によって不燃性又は難燃性となる。

キ ゴム製品とは、ゴムタイヤの他、ゴムを主体とした製品で、他の材料を伴う製品（ゴム長靴、ゴルフボール等）であってゴムが容積又は重量において50%以上を占めるものは、該当するものとする。ただし、エボナイト（生ゴムに多量の硫黄を加えて比較的長時間加硫して得られる固いゴム製品をいう。）は該当しないものとする。

ク フォームラバー（ラテックス（水乳濁液）配合液を泡立たせ、そのまま凝固させ加硫した柔軟な多孔性ゴムをいう。）はゴム類に該当する。

フォームラバーの例

エバーソフト	アポロソフト
グリーンフォーム	ヤカイフォーム
ファンシーフォーム	マックスフォーム
ラバーソフト	ハマフォーム

ケ ゴム半製品とは、原料ゴムとゴム製品との中間工程にあるすべての仕掛品をいう。

(12) 品名の異なる指定可燃物が一体となった製品等

ア 品名が異なる指定可燃物が一体となった製品（例：ビーチサンダル、ソファ

一等、布と合成樹脂が一体となった製品）は、いずれかの重量又は容積が50%以上の品名に該当する。

イ 品名に該当する物品と品名に該当しない物品からなる製品は、品名に該当する物品の重量又は容積が50%以上である場合に、指定可燃物に該当する。

ウ 建築廃材等で複数の物品が成形、固化されずに混在しているものについては、物品ごとに条例別表第3の品名に照らして、その数量以上となる物品を貯蔵し又は取り扱う指定可燃物貯蔵取扱所として規制する。

(13) 自己発熱性物品等

ア 自己発熱性物品等には、一般的に次のようなものが該当する。

なお、条例別表第3に掲げる品名の区分とは別に、物品が本来有する性質のほか、形状、貯蔵状態、周囲の環境等により、発熱等の危険性を有するものが該当する。ただし、通常の貯蔵、保管状態において発熱等のおそれがない場合は該当しない。

(ア) 油ぼろ（不飽和脂肪酸を含む動植物油が染み込んだもの）

(イ) 生ゴミ等の有機物が含まれる再生資源燃料

(ウ) 石炭・木炭類

(エ) 木くず（チップ状のもの）

イ 新たに開発された物品、集積方法等で、自己発熱性等の性質を示すおそれのあるものについては、「国連勧告基準に基づく自己発熱性物質の試験方法」によるほか、熱分析試験等により危険性を把握するよう指導する。

（指定可燃物の貯蔵及び取扱い）

第77 指定可燃物の貯蔵及び取扱いについては、次による。

(1) 貯蔵及び取扱いに該当する場合

条例別表第3の数量以上の指定可燃物を倉庫において貯蔵する場合、又は工場において製造、加工する場合、並びに工事用資機材として貯蔵し、又は取り扱う場合等

ア 「貯蔵」とは、保管を目的として、屋外、倉庫内等に集積すること。

イ 「取扱い」とは、指定可燃物に係る製造・加工等をいう。

(2) 貯蔵及び取扱いに該当しない場合

ア 一定の場所に集積することなく日常的に使用されている事務所のソファ、椅子、学校の机、ホテルのベッド類、図書館の図書類等

イ 倉庫の保温保冷のための断熱材として使用されているもの

ウ 百貨店等において陳列、展示しているもの

エ 美術品、芸術品等として展示してあるもの。

オ 施工された時点の建築物の断熱材、地盤の改良材、道路の舗装材等

カ ビールケース、ダンボール、パレット等を搬送用の道具等として使用する場
合

(指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の扱い)

第 7 8 指定可燃物を同一場所にて貯蔵し又は取り扱う場合は、次による。

(1) 可燃性固体類等の同一場所の扱い

第 2 6 「1 とみなす少量危険物貯蔵取扱所」に準ずる。

(2) 綿花類の同一場所の扱い

ア 屋外の場合

原則として敷地単位とする。ただし、防火上安全な距離を有する場合にはこ
の限りでない。

イ 屋内の場合

原則として建築物ごととする。ただし、綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う室
の壁、柱、床及び天井（天井がない場合は、上階の床）が耐火構造であって、
かつ、開口部には自動閉鎖の特定防火設備（上階との区画においては煙感知器
連動によるものも可）が設けられている場合は、当該室ごととすることができる。

(指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場合の数量の算定)

第 7 9 同一場所で貯蔵し、又は取り扱う指定可燃物の数量の算定については、条
例別表第 3 の数量以上の品名のみを合算した数量とする。

【例 1】 糸類 5 0 0 , 0 0 0 kg (5 0 0 倍)、綿花類 6 0 , 0 0 0 kg (3 0 0 倍)、
ぼろ及び紙くず 8 0 0 kg を貯蔵し、又は取り扱っている場合、条例別表第 3 に定
める数量以下のぼろ及び紙くずを除き、条例別表第 3 の数量以上の糸類と綿花類
のみを合算して、合計 8 0 0 倍の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うものとする。

数量の算定例 1

品 名	貯蔵取扱量	条例別表第 3 の数量	備 考
糸 類	500, 000kg	1, 000kg	条例別表第 3 に定められている量の 500倍
綿花類	60, 000kg	200kg	条例別表第 3 に定められている量の 300倍
ぼろ及び紙くず	800kg	1, 000kg	条例別表第 3 に定められている量未 満なので非該当
			条例別表第 3 に定める量以上の物品 を倍数ごとに合算し800倍となる。

【例２】 綿花類 150kg、糸類 800kg、ぼろ及び紙くず 800kgのように、2以上の異なる指定可燃物の品名の量がそれぞれ条例別表第３の指定数量未満の場合は、合算せず綿花類等の貯蔵又は取扱いに該当しない。

数量の算定例２

品 名	貯蔵取扱量	条例別表第３の数量	備 考
糸 類	800kg	1,000kg	条例別表第３に定められている量未満なので非該当
綿花類	150kg	200kg	条例別表第３に定められている量未満なので非該当
ぼろ及び紙くず	800kg	1,000kg	条例別表第３に定められている量未満なので非該当
			条例別表第３に定める量未満の場合は合算しないので貯蔵取扱いの対象外となる。

【例３】 条例別表第３の同一品名欄に含まれる異なる物品を貯蔵し、又は取り扱う場合には、それぞれの品名を同一の品名として合算して計算する。ただし、合成樹脂類の発泡させたものとその他のものについては除く。

綿糸 + 毛紡毛糸 + 麻糸 + 化学繊維糸 → 糸 類
500kg 500kg 500kg 500kg 2,000kg

（可燃性固体類等の貯蔵及び取扱いの基準）

第 80 可燃性固体類等の貯蔵及び取扱いの基準は、次による。

(1) 容器への収納

条例第 50 条第 1 項第 1 号アに規定する「これと同等以上であると認められる容器」は、第 34 の例による。

(2) 内装容器への表示

同項第 1 号イに規定する化粧品の内装容器等で最大容量が 300 ミリリットル以下のものについては、同一の意味を有する他の表示をもって代えることができる。

(3) 容器等の積み重ね高さ

同項第 2 号に規定する可燃性液体類等を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合の高さは、第 35 の例による。

(防火上有効な塀)

第 8 1 条例第 5 0 条第 2 項第 1 号に規定する「防火上有効な塀」とは、不燃材料又はこれと同等以上の防火性能を有する材料で造り、空地を保有することが不可能な部分及び施設全体を遮へいする幅及び高さを有するものであること。

(防火上有効な隔壁)

第 8 2 条例第 5 0 条第 2 項第 2 号に規定する「防火上有効な隔壁」とは、耐火構造又は防火構造で小屋裏に達するまで完全に区画されていることをいう。

(綿花類等の貯蔵及び取扱いの基準)

第 8 3 条例第 5 1 条第 1 項第 3 号に規定する「危険物と区分して」とは、火災予防上安全な距離（1 m 以上）を確保することをいう。また、「地震等により、容易に荷くずれ、落下、転倒又は飛散しないよう必要な措置」とは、囲い、ロープ掛け等の措置をいう。

(散水設備を設置する等必要な措置)

第 8 4 条例第 5 1 条第 2 項第 3 号アに規定する「散水設備を設置する等必要な措置」とは、特定不燃材料で区画するか、ドレンチャー設備又はスプリンクラー設備等を設けた場合をいう。

(火災の延焼を防止するために必要な措置)

第 8 5 条例第 5 1 条第 2 項第 3 号イ及びウに規定する「火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置」とは、スプリンクラー設備、ドレンチャー設備又はこれらと同等の有効に散水できる装置を設けた場合をいう。

(温度測定装置)

第 8 6 条例第 5 1 条第 2 項第 4 号アに規定する「発熱の状況を監視するための温度測定装置」とは、第 3 8 の例による。

(迅速に排出できる構造)

第 8 7 条例第 5 1 条第 2 項第 4 号イに規定する「迅速に排出できる構造」とは、次による。

- (1) タンク等の下部を開放することで、内容物の全量が落下する等により即時に排出される構造である。
- (2) タンク等の内容物に異常が生じてから危険な状態になる前に、通常の搬出設備以外で、外部に搬出又は排出することができる機構を備えたものである。

(危険要因に応じた火災予防上有効な措置)

第 8 8 条例第 5 1 条の 2 に規定する「危険要因に応じた火災予防上有効な措置」とは、事業者自らが危険要因に応じた自主保安計画を作成し運用することをいう。

附 則

この通達は、平成16年12月5日から施行する。

附 則

この通達は、平成17年10月4日から施行する。

附 則

この通達は、平成17年12月20日から施行する。

附 則（平成21年4月1日通達）

この通達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日伺定め）

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年9月20日から施行する。

附 則

この基準は、令和8年10月15日から施行する。